

第10回 起草委員会 論点確認事項

時間：平成20年12月2日（火）19時04分～22時56分

会場：第2庁舎地階第1会議室

参加委員：三宅委員長、高橋委員、森委員

サポーター：永井（総合政策課）、沼口（総務課）

■素案・案の修正案の検討

3条

- 必要な事項は条例で定めることと考えられることから、条例で別途「条例で」を加えた。
- ④は市が主体なので違和感があるため、12条のあとに移動させたほうがよい。

□修正事項 ④は12条のあとに移動させる。

5条

- 「ものとする」という表現を加え、また条例で別途「条例で」を加えた。

6条

- 「ものとする」という表現とした。

8条

- 責務の自覚をさらに促すために「しなければならない」とした

11条

- 「市政」と「市政の運営」のどちらに「反映」としたほうがいいかを検討し、「市政に反映」が一般的だとみられたため「市政」とした
- 「市による市政の運営」の表現は重複感があるので見直した方がいい。

□検討事項 「市による市政の運営」は再検討とする。

12条

- 目的語をはっきりさせるため「これを」をいれた。

14条

- 条文の一部を漢字にしている。

15条

- 市政の反映に統一した。

- 名詞と動詞をつなげることは、条文上は一般的ではないため、「調査し、監視しなければならない」とした。

16 条

- 調査の主体に議員が位置づく点は実態と異なると考えられ、削除が望ましい。
 - 議員にも政務調査費が支給されていることから、議員が主体でも問題ないのではないか。
- 条文中の調査は、地方自治法 98 条や 100 条に基づく調査特別委員会による調査など、議会が主体となって行うものであり、議員個人の活動における調査を指していない。そのため、議員が主語となる必要はないと考えられる。

□検討事項 調査を行うのはあくまで議会であることから、議員を主語から外すことを検討する。

17 条

- 行政運営に表現を統一する。

21 条

- 条文の一部を漢字にしている。

26 条

- 行政評価は具体的にいつ評価をするか明記されていなかったため、「定期的に」を入れた。

27 条

- 「監査の結果に関する報告」とした。

30 条

- 見出しと表現を統一した。

31 条

- 「倫理観のもと」という表現は一般的でないため、「倫理観を持って」とした。

■前文

- 主語が市なのか市民なのかはつきりしない文章もあるため、「私たち市民が」とい表現を使うなど、主体をより明らかにしてはどうか。

□検討事項 主語をより明確にする。

- 川口市の特徴である外国籍住民の多さや、障害を持つ人への配慮について、「すべての

市民」よりも、もっと明確に表現できる文言がないか。

□検討事項 条文中の市民に障害者や外国籍住民が含まれることがより明確になるよう
検討する。

- 川口市の立地上の利便性により、近年マンションが多くなった点をより明確に示したほうがよい。
- 前文はわかりやすさを考慮して「ですます調」としたほうがよい。ただし、本文は、
条文にあいまいさが残らないように、「である調」とするべきだ。

□検討事項 近年のマンション建設の増加についても前文中に言及する。

□検討事項 前文は「ですます調」とする。

以上